

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 4月 3日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：27件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	気体廃棄物処理系プロセス放射線モニタ装置用現場操作盤のモニタ装置の状態表示灯に不点灯及びサンプリング操作の不可が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
2	2号機	復水脱塩装置通菜再生用硫酸タンク設備の硫酸漏えい警報盤保護用アクリルカバーが破損していたため、当該カバーを交換	D	
3	3号機	原子炉格納容器サブレーションプール水温度検出器の点検において、絶縁抵抗値の低下が認められたため、当該回路を点検・修理	対象外	
4	3号機	試料採取系の原子炉建屋換気空調系排気サンプリングフィルタ出口圧力計の点検において、指示値不良が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
5	3号機	試料採取系の原子炉建屋換気空調系排気サンプリングフィルタ出口流量積算器に動作不良が認められたため、当該計器を交換	D	
6	3号機	タービン建屋換気空調系高圧復水ポンプエリア用局所空調機（1台）の交換用部品のうち、ファン側Vプーリーにおいて、キー溝部の形状が既設のキー溝形状と相違していることが認められたため、当該プーリーを交換	D	
7	3号機	定期事業者検査（制御棒駆動機構機能検査）において、制御棒（38-23）の挿入時間に判定値外れが認められたため、当該制御棒の駆動機構を点検・調整	D	
8	4号機	取水設備バースクリーン（D）に海生物（貝類等）の付着が認められたため、当該バースクリーンを清掃	D	
9	4号機	残留熱除去海水系ポンプ（B、D）の出口ストレーナ用ドレン弁の操作ハンドルに発錆が認められたため、当該ハンドルを点検・手入れ	対象外	
10	4号機	循環水ポンプ（C）の銘板固定用ビス（4箇所中、3箇所）に外れが認められたため、当該部にビスを取付	D	
11	5号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）の潤滑油タンク用ガス抽出機（2）のコーキング部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	5号機	5号機タービン建屋東側通路のアーケード（高圧ポンプ室付近）の窓ガラスに亀裂が認められたため、当該窓ガラスを交換	対象外	
13	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット建屋内油ドレンサンプ用レベルスイッチ（2台）の点検において、端子箱のシール用Oリングに外れ及び破損が認められたため、Oリングを取付及び交換	D	
14	6号機	480V動力電源盤（D）の点検において、原子炉補機冷却水系ポンプ（B）用しゃ断器のタイマー装置に動作不良が認められたため、当該タイマー装置を交換	D	
15	6号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）の点検において、高圧蒸気加減弁のグラウンド部抑えボルト（4本中、1本）に曲がりりが認められたため、当該ボルトを交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	6号機	タービン建屋地階主復水器エリア海水ドレンサンプ用レベルスイッチの点検において、蓋のシール用Oリングに破損が認められたため、当該Oリングを交換	D	
17	6号機	高圧炉心スプレイ系動力用変圧器盤の点検において、電圧仕様の異なる計器が取付けられていたため、当該計器を交換	D	
18	6号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（6台）のアクュームレータ漏洩検出器の点検において、制御ケーブル保護用フレキシブル電線管に亀裂が認められたため、当該電線管を交換	D	
19	6号機	原子炉補機冷却系熱交換器（C）の海水側水室ドレン弁の点検において、弁座シート面のライニングに剥離が認められたため、当該弁を交換	D	
20	6号機	タービン建屋東側屋外の南側にある配管ダクト内サンプ用レベルスイッチの点検において、端子箱のシール用Oリングに外れが認められたため、Oリングを取付	D	
21	6号機	原子炉補機冷却系熱交換器（C）のドレン弁の浸透探傷検査において、弁棒に腐食を示す指示模様が認められたため、当該弁棒を修理	D	
22	6号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機補機冷却用海水ポンプ出口の潤滑水ストレーナ用差圧計の点検において、差圧計継手のねじ部に亀裂が認められたため、当該継手を交換	D	
23	6号機	原子炉建屋地下2階高圧炉心スプレイ系ポンプ室の水密扉に開閉不良（ロック不可）が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
24	6号機	試料採取系の残留熱除去系（A）冷却水サンプリング配管用安全弁が動作し、サンプリング水の採取が出来ないため、当該安全弁を点検・修理	D	
25	6号機	原子炉補機冷却水系熱交換器（C）出口弁の浸透探傷検査において、弁体に亀裂を示す指示模様が認められたため、当該弁体を交換	D	
26	6号機	タービン建屋1階主発電機用励磁機盤室内の北側壁面の亀裂部より雨水の浸入認められたため、当該壁を点検・修理	D	
27	集中環境施設	高温焼却炉建屋換気空調系非管理区域用冷凍機の扉に発錆が認められたため、当該扉を点検・手入れ	対象外	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで